

岩手県告示第292号

岩手県港湾施設管理条例（昭和40年岩手県条例第38号。以下「条例」という。）第16条の3第2項の規定により、リアスハーバー宮古の利用料金を次のとおり承認した。

平成21年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 条例第16条第2項において準用する条例第7条第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金

港湾施設		金 額	
船舶保管施設	艇庫	一般	1月までごとに1艇ごとに 6,200円 (使用する期間が1月に満たない場合にあつては、1日までごとに315円)
		生徒及び学生	1月までごとに1艇ごとに 3,100円 (使用する期間が1月に満たない場合にあつては、1日までごとに157円)
	艇置場	一般	1月までごとに1艇ごとに 3,050円 (使用する期間が1月に満たない場合にあつては、1日までごとに147円)
		生徒及び学生	1月までごとに1艇ごとに 1,525円 (使用する期間が1月に満たない場合にあつては、1日までごとに73円)
港湾管理事務所		一般	1時間までごとに 840円
		生徒及び学生	1時間までごとに 420円

備考 この表により算定した利用料金の額が100円に満たないときは、100円とする。

2 利用料金の適用年月日

平成21年4月1日